

一般社団法人中津耶馬溪観光協会の共催又は後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人中津耶馬溪観光協会(以下「観光協会」という。)に対して行事の共催又は後援の承認申請があった場合における審査基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施について責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について、援助することをいう。

(共催又は後援の承認基準)

第3条 観光協会事務局長は、行事の主催者から、当該行事に対する共催又は後援の承認申請が行われたときは、第1号及び第2号に掲げる承認基準に従って審査の上、当該各号に該当すると認められるものについては、共催又は後援の承認をすることができる。

(1) 主催者についての承認基準

主催者の存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分であると判断されるもの。

(2) 事業内容についての承認基準

事業の目的及び内容が明らかに中津市の観光振興に寄与すると認められるもので、観光協会の運営に関する基本方針等に反しないものであること。

(共催行事の経費の負担)

第4条 行事の共催を承認するに当たって、観光協会が当該行事に要する経費を負担することができるものは、予算で定めたものとする。ただし、特別な事情があり会長が認めるときは、この限りでない。

(共催等の申請手続き)

第5条 共催又は後援の承認申請は、承認申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる事項を記載して、当該行事の開始前共催にあつては30日、後援にあつては10日までに、観光協会に提出しなければならない。

- (1) 主催者の氏名、職業等並びに行事の名称、趣旨及び内容
- (2) 日時(期間)及び場所
- (3) 講習会等にあつては、講師等の氏名、職業、講演主題等

- (4) 事業の運営に要する経費の負担方法
- (5) 催物等にあつては、料金徴収の有無と参加対象別の料金の額
- (6) その他必要な事項

(共催等の承認又は不承認の通知)

第6条 観光協会事務局長は、行事の共催又は後援の承認又は不承認の決定をしたときは、当該行事の主催者に対して、その旨を記載した文書(様式第2号)により通知するものとする。

(共催等の承認の取消し)

第7条 観光協会事務局長は、行事の共催又は後援の承認をした場合において、当該行事の内容、実施状況等が承認基準等に違反するものと認めるときは、遅滞なく当該措置の是正を求めるとともに、必要に応じて、文書により、当該承認の取消しをすることができる。

(事業報告書の提出)

第8条 観光協会の共催行事で、観光協会からの経費負担があつた行事については、その主催者は、事業終了後速やかに、事業報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共催又は後援に係る事務処理に関して疑義の生じたときは、その都度関係者と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。